

左京区北部山間地域の将来像検討に向けたワークショップの実施業務  
委託仕様書

1 業務名

左京区北部山間地域の将来像検討に向けたワークショップの実施業務

2 業務目的

左京区北部山間地域は、様々な地域の魅力や資源がありつつも、人口減少等により衰退の危機にある。将来にわたって、住民が元気に暮らしていける地域であり続けるためには、地域住民はもちろん、行政、民間事業者等、様々な主体が関わっていくことが必要である。

本業務は、住民による地域の「将来像づくり」のサポートを目的として、活用できる地域資源の掘り起こし、地域が主体となって推進する取組や行政・民間事業者・地域外の人材との連携の可能性、地域の課題等を整理し、住民が主体となって地域の「将来像」の具体化及び実現を目指すものである。また、単に「将来像」という文書を作成することにとどまらず、住民が地域のことをより深く考える機会や住民同士による対話の機会を設けることで、住民同士が繋がり、地域の人材を発掘する機会とするとともに、地域の将来を「自分ごと」として考えるきっかけを創出することも目的とする。

なお、地域の「将来像」の取りまとめは令和8年度に行うことを目指し、令和7年度は地域住民の希望や地域の課題と資源の洗い出しを行うことを想定している。

3 委託期間

契約締結日翌日から令和8年3月13日（金）

4 業務内容

受託した事業者（以下「受託者」という。）は次の業務を行うものとする。なお、(2)の業務については、具体的な手法を明確にして、事前に市と十分に協議するとともに、基本的なルールや近年の地域コミュニティの現状などを説明するための資料の作成も含むものとする。

(1) 受託者の役割

将来像づくりは、地域住民が主体となって行うものであり、左京区役所及び受託者は、「地域住民の将来像づくりをサポートする」役割である。地域住民が困難にぶつかった際は、どうしたら乗り越えられるかを一緒に考え、可能な方法やヒントを提示したり、文章化を支援したりするなど、側面支援を行う。

(2) 地域の将来像づくりの支援を目的としたワークショップの運営

受託者は、地域住民による将来像づくりを支援するために開催するワークショップの運営を行うこと。実施に当たっては、以下の項目を踏まえること。

- ・花背、別所、広河原、久多、百井の各地域で、各地域の自治振興会役員と連携し、1回以上実施すること。なお、ワークショップ実施前の各地域代表者（自治振興会役員等）との事前協議は業務に含むものとする。
- ・ワークショップの内容は、地域の将来への希望、地域の資源と課題の掘り起こしを想定し、実施プロセスやワークショップにおける「テーマ」及び「問い」を提案すること。
- ・参加者のリストアップ及び声掛け等の地域住民の参加者調整は地域住民及び区役所主体で行うが、地域住民以外の参加者（テーブルファシリテーター等）の調整については、受託者が行うものとする。
- ・ワークショップ当日は、ファシリテーションと議論の取りまとめるとともに、5地域での開催結果の取りまとめと分析を行うこと。
- ・各地域でのワークショップの結果の地域へのフィードバックも業務に含む。

### (3) 将来像づくりワークショップ（令和8年度）の実施計画

令和7年度における各地域でのワークショップ結果を踏まえ、令和8年度の実施計画を立案する。令和7年度のワークショップから、令和8年度に実施する将来像の取りまとめまでの一連の流れ（令和7年度のいつ頃ワークショップを実施し、令和8年度はいつ頃どのような形で将来像の取りまとめを行っていくか等の大まかな流れ）については提案要素とする。

## 5 提出書類

### (1) 事業開始時

受託者は、契約締結後速やかに次のア～イに示す資料を提出すること。

- ア 業務着手届
- イ 業務スケジュール

### (2) 事業完了時

受託者は、業務完了後速やかに次のア～ウに示す資料を提出すること。

- ア 業務完了届
- イ 「4 業務内容」に係る実績報告書
- ウ その他市長が必要とする書類

※電子データ1部（CD-R等の記録媒体）と紙媒体1部（A4サイズ）を提出すること。

※電子データについては、本市に提出する前に必ずウイルス対策を行い、CD-Rのラベルに、次の項目を記載すること。

- ① 使用したウイルス対策ソフト名
- ② ウィルス定義年月日
- ③ チェック年月日を記載すること

## 6 留意事項

- (1)業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。

- (2)業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (3)本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4)受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5)受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (6)本市は、(5)の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (7)本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市が定めるものとする。
- (8)本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。